

副 本

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

証拠説明書 (2)

平成28年1月13日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

吉田 瑞穂



同

田中 浩之



同

金丸 和弘



被告株式会社日立製作所は下記のとおり証拠を提出する。なお、略語等は、特に断りない限り、従前及び平成28年1月13日付被告準備書面(1)のとおりとする。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月 日	作成者	立証趣旨	
丁 11	「原子力損害賠償制度 (改訂版)」(抜粋)	写 し	H3.4.30	科学技術 庁原子力 局	・原賠法16条にいう「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは」とは、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するというこの法律の二つの目的に照らして判断する趣旨である。」こと、また、「その判断は、この法律の目的の達成という基準のみに基づかなければならない。」こと 等
丁 12	第77回国会衆議院経済 産業委員会議録第3号	写 し	H23.4.6	国会衆議 院経済産 業委員会	・加藤政府参考人が同国会において「この法律の十六条におきまして、原子力事業者が締結しております政府の補償契約によって措置される補償金を超える原子力損害が発生した場合におきましては、原子力事業者の能力だけでは被害者の十分な保護が図れないなど、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、政府が原子力事業者に対しまして、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うというふうに規定されてございます。」と発言したこと ・原賠法16条にいう「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは」に該当する場合として、「原子力事業者の能力だけでは被害者の十分な保護が図れない」場合が挙げられていること 等
丁 13	「原子力損害・廃炉等 支援機構からの資金の	写 し	H27.11.24	東京電力 株式会社	・平成 27 年 11 月 24 日現在において、原子力事業者（東京電力株式会社）が、

	交付について」				賠償原資として5兆6908億円の資金援助を政府から受けたこと ・原子力事業者（東京電力株式会社）が原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償金として1889億円を受領したこと 等
丁14	「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」	写し	H27.12.4	東京電力株式会社	・平成27年12月4日現在において、原子力事業者（東京電力株式会社）が、個人、法人を含めて237万8000件を超える賠償請求に対して合計5兆7401億円を超える賠償金を支払ったこと 等
丁15	「原子力損害賠償制度（改訂版）」（抜粋）	写し	H3.4.30	科学技術庁原子力局	・原賠法は、第1条に掲げる「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」の「いずれにもかたよらず、二つの目的を平等に並列し、弾力的な解決を図っている。」こと 等

以上